

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度  
支援候補者認定要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県が実施する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」(以下「本制度」という。)における「支援候補者」を認定するための手続き等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度登録者募集要項(以下「登録者募集要項」という。)に基づき、本制度の利用を希望する者として本制度への登録申請を行い、知事が登録した者をいう。
- (2) 参加企業 ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度参加企業募集要項(以下「参加企業募集要項」という。)に基づき、本制度の趣旨に賛同し、制度に参加する企業等として、知事が登録した企業等をいう。
- (3) 支援候補者 登録者が参加企業へ就職した後、第4条に定める支援候補者の認定申請を行い、本制度の支援候補者として知事が認定した者をいう。

(支援候補者の要件)

第3条 登録者が支援候補者として認定を受けるための要件は、次のとおりとする。

- (1) 登録者募集要項の対象就職年度において、参加企業に就職していること。
- (2) 前号の参加企業が登録者を参加企業の中核人材として採用していること。
- (3) 前号の参加企業に概ね10年以上継続して就業することを希望すること。
- (4) 前号の就業期間中、熊本県内に居住する意思があること。(県外支店勤務に伴う転居等を除く。)

(支援候補者の認定)

第4条 支援候補者として認定を受けることを希望する登録者は、知事が定める日又は参加企業へ就職した日の属する年度の3月31日のいずれか早い方の日までに、別記第1号様式により知事に申請をしなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 採用証明書(別記第2号様式)
- (2) 就業継続等意思表示書(別記第3号様式)
- (3) 最終学歴を確認することができる書類(卒業証明書の写し等)
- (4) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの(奨学金の貸与を受けている登録者のみ提出。)
- (5) 直近の勤務先の退職証明書又はこれに準ずるもの(登録者募集要項の「社会人経験者(県外)」に該当する者のみ提出。)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、支援候補者の認定を行ったときは、その旨を別記第4号様式及び別記第5号様式により登録者及び参加企業に通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 知事は、支援候補者が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 就職先の参加企業を退職したとき。
- (2) 就職先の参加企業が参加企業の登録を取り消されたとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 法令等に違反するなど、支援候補者として不適切であると認められるとき。
- (5) その他知事が必要と認めたとき。

2 知事は、支援候補者の認定を取り消したときは、その旨を別記第6号様式及び別記第7号様式により支援候補者及び参加企業に通知するものとする。

(届出)

第6条 支援候補者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が発生した日から15日以内に、別記第8号様式により知事に届出なければならない。

- (1) 就職先の参加企業を退職したとき。
- (2) 就職先の参加企業を休職又は復職したとき。
- (3) 認定申請書に記載した氏名、住所、電話番号又はメールアドレスに変更が生じたとき。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

この要項は、令和2年(2020年)3月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)2月8日から施行する。